

政府の方針転換 「原発の積極的活用」を検証する

なくせ・なくそう原発おおさか大集会で原子力資料情報室の伴英幸さんが標記テーマで講演されました。その内容をもとに政府が「原発の積極的活用」に方針を大転換した問題点を考えてみます。

軍事攻撃が明らかにした原発の脆弱性

ロシアのウクライナ侵攻でチョルノービリ原発を占拠し6基あるザポリージヤ原発も占拠した。ザポリージヤ原発は今も占拠状態にあり危険にさらされている。外部電源の送電線が攻撃されメルトダウンの危機にさらされることが度々起こっている。ミサイルが原子炉や使用済み核燃料プールに着弾したらどうなるのか。

日本には再稼働(稼働中7基、停止中3基)、設置変更許可7基、新規制基準審査中10基、未申請9基、廃炉24基と計60基と再処理施設などが海岸線に沿って建てられている。前原子力規制委員長の更田豊志さんは、「直接的な武力攻撃については、軍事情報にアクセスする立場になく、対策についての議論は事実上無理だ」「武力攻撃を想定しているわけではないが、一般論からすれば、意図的な航空機の衝突などに対応するための施設であり、有効な部分はある。ただ、威力が一定程度以上になれば守りようがない」「大きな爆発力を持っていれば、攻撃を受けただけで放射性物質を飛び散らせるので防護する手段は事実上ない」との見解を示している(2022.3.16)。

終わっていない福島原発事故

2050年頃には廃炉を終える計画で、デブリを取り出し県外に持っていくことになっているが、多くの専門家は困難と見ており現状は机上プランと言わざるを得ない状況だ。汚染水の海洋放出はこの机上プランから沿岸の漁業協同組合などの反対を押し切って行われようとしている。

事故の原因は大地震がおき外部電源喪失、津波が押し寄せ非常電源喪失という大きな流れは分かっているが、どういう進展で1、2、3号機が爆発

したかは分かっていない。高放射線量に阻まれ原子炉容器、格納容器の内部が調べられていないために炉溶融・爆発へ事故が進展したメカニズムが解明されていない。教訓としての安全対策が導き出せないということだ。しかし、事故が終わったかのように再稼働、新規原発だと言っている。

5つの法案を束ねる狡猾なやり方

政府は原子力基本法、電気事業法、原子炉等規制法、再処理実施法、再エネ特措法の5つを一つに束ねて「束ね法案」として審議・採決するという狡猾な方法を持ち出した。この5つの法律を束ねた法案の名前が「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」となっている。重要なのは原子力基本法、電気事業法、原子炉等規制法の改悪だ。

原子力基本法の改悪

原発は地球温暖化防止に役立つ、原子力産業の維持は国の責務

原子力基本法は、原子力の開発利用の基本方針を定めるものとして、また原子力に関する諸施策の根拠法として扱われ「原子力の憲法」とも言われている。

今回の改正案では、第1条の目的に「地球温暖化の防止を図り」という文言を追加している。法案では「この法律は原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、並びに学術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止を図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与すること等を目的とする」としている。つまり原発は地球温暖化防止に役立つと

基本法に明記するということだ。

第2条の基本方針には「福島第一原発の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識にたって、これを行う」としている。

そして国の責務が新設され、原発の活用促進に必要な措置を講ずる国責務として立地地域の理解を得るために必要な取組、立地地域の課題解決へ向けた取組を推進するなどが盛り込まれている。

さらに「国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする」とし、次の施策として、原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発促進、人材の育成及び確保、必要な産業基盤を維持、原子力事業者が安定的な事業を行える事業環境の整備、再処理・廃炉・最終処分などの着実な実施のために必要な施策などとしている。

つまり原子力発電を国の責務として維持するということを基本法に明記するということだ。

電気事業法の改悪

運転延長に経産大臣が認可権を持つ

福島原発事故のあと規制と推進を分離するために規制は経産省から切り離し原子力規制委員会が設立された。今回の改悪は奪われた権限を原発の利用者側である経産省に取り戻すというもので、福島原発事故の反省に真っ向から対立するものだ。

運転期間の延長について、原則40年を超える原発は経産大臣の認可を受けて運転期間を延長できる。今まで延長されても最大60年となっていたが、法案では停止期間を組み入れて延長できることになっている。具体的には①法令・審査基準の変更への対応として停止していた期間、②一般送配電事業者のトラブルで停止を余儀なくされた期間、③武力攻撃事態等への対応として停止していた期間、④行政指導により停止していた期間、⑤仮処分命令により停止していた期間(後に取り消された場合)とさ

れ、停止期間が複数あれば再延長も可能となる。

原子炉等規制法改悪

失われた規制委員会の独立

60年を超える運転のために期間条項を原子炉等規制法から削除している。期間条項は原則40年、一回に限り最大20年延長というものだ。60年を超える原発の老朽化評価の技術基準は決まっていないにも係わらず期間条項を削除し、60年を超える審査基準は今後策定されることになっている。

これには委員会で異論があり、地震・地層の専門家である石渡明委員は「新知見に基づく安全強化ではない」として反対意見を、また伴信彦委員は「60年を超える基準について十分審議がされておらず、違和感を感じる」、杉山智之委員は「タイムスケジュールがあり、せかされて議論しようだ」との発言があった。結局委員会は石渡委員が最後まで反対し全員賛成とはならず多数決での決定となった。

多数決で決定を急いだのは、東ね法案の提出が決まっていたからだ。内部告発で規制庁と経産省が委員会で議論が始まる前に7回もやりとりをして骨格を決めていたということが分かった。一つの背景に規制庁長官を初めトップ5名が経産省出身者ということがある。

GX債で新型炉開発?

政府は2050年、温暖化ガス排出実質ゼロのために今後10年で150兆円超(年約17兆円)の投資が必要、うち国の投資分にあたる20兆円程度を「GX経済移行債」という国債でまかなうとしている。

年約17兆円の投資には研究開発等として約2兆円があり、原子力(革新炉等の研究開発)に1,000億円が充てられる、10年間で1兆円が原発開発の研究に充てられる。

政府が原発の維持や建替え、研究開発を言っている限り、再エネ導入は進まない。原発政策が長引けば長引くほど再エネの導入が遅れる。

(PARE事務局次長 中庄村和)